

横浜市住宅政策審議会委員 を募集します



■横浜市住宅政策審議会について

横浜市の総合的かつ長期的な住宅政策に関し調査審議するために設置される市長の諮問機関です。今回は、横浜市の住宅部門の基本計画である住生活基本計画の見直しについて幅広く審議していただく予定です。そこで、市民の皆様からより幅広いご意見をいただくために、市民委員を公募します。

■応募の条件

次の全ての項目に該当する方（横浜市の職員を除く。）

- ▼横浜市にお住まいで、20歳以上の方
- ▼これまでに住まい・まちづくりに関する活動を行ったことがある等住まい・まちづくり政策に関心のある方
- ▼平日の日中又は夜間に開催される審議会に出席できる方（第1回は、令和3年4月頃を予定）
- ▼Web会議を行うことも想定されるため、必要環境が整えられ、対応できる方

■募集人数

2名

■任期

任命した日より2年間。

■応募方法

裏面にある応募用紙に住所、氏名など必要事項のほか、小論文「住まい・まちづくり等に関する活動に関わった事項」及び「住まい・まちづくり政策で関心のある事項」を、それぞれ400字程度で記入の上、郵送またはE-mailにてお送りください。応募用紙は、横浜市建築局のホームページからも入手できます。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/fuzoku/juseishin/gaiyou.html>

■応募期間

令和2年11月2日(月)から令和2年12月1日(火)まで（必着）。

■選考方法

応募の際に記載していただく小論文「住まい・まちづくり等に関する活動に関わった事項」及び「住まい・まちづくり政策で関心のある事項」により選考します。選考結果につきましては、12月下旬頃に応募者全員へ郵送でお知らせします。

■その他

- ▼開催回数については、2か月に1回程度の割合で開催し、別途、専門部会を開催する予定です（年間6～7回の出席をお願いする予定です）。
- ▼審議会の出席に対して、報酬は1回につき2万円（所得税及び交通費相当分を含む。）です。
- ▼応募していただいた小論文はお返しいたしませんのでご了承ください。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917

裏面あり

参 考

<横浜市住宅政策審議会条例の概要>

- (1) 設置の目的：多様な市民ニーズや社会情勢の変化に対応しながら、本市の総合的かつ長期的な住宅政策に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置。
- (2) 組 織：審議会は、委員 25 人以内をもって組織。必要に応じて専門部会を設置。
- (3) 委 員：学識経験のある者、横浜市会議員、公共的団体の職員、その他市長が必要と認める者。
- (4) 任 期：2年

<過去の審議会開催状況>

- (1) 横浜市営住宅における供給と管理の在り方 諮問：H7/12/8 答申：H8/10/14
- (2) 横浜市における今後の民間住宅施策のあり方について 諮問：H9/7/23 答申：H12/12/11
- (3) 横浜市における今後の住宅施策のあり方について 諮問：H16/9/10 答申：H18/3/29
- (4) 横浜市における新たな住宅施策のあり方について 諮問：H22/7/16 答申：H23/12/13
- (5) 時代の変化を踏まえた市営住宅及び高齢者向け住宅等の今後の役割と供給の考え方について 諮問：H26/7/22 答申：H27/11/24
- (6) 活力と魅力あふれ安全で持続可能なまちの実現に向けた、今後の住宅政策の展開について 諮問：H28/5/11 答申：H29/4/27

《ホームページ》

『横浜市住宅政策審議会』で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryō/fuzoku/juseishin/>